

令和5年5月25日

令和5年第5回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

守山市立図書館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案の説明について

令和5年度に北部図書館が開館するにあたり、令和5年3月定例会月会議において「守山市立図書館の設置および管理に関する条例」の一部改正を行いました。

条例改正時には北部図書館の開館日が定まっていないことから条例の施行日は規則により制定するもので、その概要は次のとおりです。

1 制定概要

守山市立図書館の設置および管理に関する条例(令和5年条例第6号)の施行期日は、令和5年11月1日とする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案の説明について

守山市の北部地域の読書環境の充実および多世代の住民の交流促進等を目的に、「守山市立北部図書館」を設置し、開館するに当たり、必要な改正等を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

(1) 守山市立北部図書館の休館日を次のように規定する。(第3条の改正規定関係)

ア 木曜日

イ 資料整理日 第1金曜日（ただし、第1金曜日が休日である月または1月および5月の資料整理日は図書館長（以下「館長」という。）が指定した日とする。

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

エ 特別整理期間 館長の指定する日

(2) 守山市立北部図書館の開館時間を次のように規定する。(第4条の改正規定関係)

ア 午前10時から午後6時まで

イ 規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

2 施行期日

令和5年11月1日から施行する。(付則第1条関係)

令和5年度守山市一般会計補正予算案（第3号）《令和5年6月定例会会議提案》

1 歳入歳出予算

歳入

款15 国庫支出金 項2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	152,134	117,465	269,599	1 総務管理費補助金	117,465	7 電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援助地方交付金 117,465
計(項)	1,357,081	205,512	1,562,593			

款16 県支出金 項3 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育費県委託金	25	1,650	1,675	1 教育総務費委託金	1,650	2 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金 1,650
計(項)	193,430	1,650	195,080			

令和5年度守山市一般会計補正予算案（第3号）《令和5年6月定例会会議提案》

1 歳入歳出予算

歳 出

款10 教育費 項1 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	事業概要 □内は事業額の財源内訳	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
3 教育指導費	372,477	2,400	374,877	1,650			750	1 報酬 705 7 報償費 266 8 旅費 475 10 需用費 954	会計年度任用職員報酬 705 報奨金 266 普通旅費等 430 消耗品費等 954	1 学校管理事業費 750 〔一般財源 750〕 2 学校教育推進事業費 1650 〔国県支出金 1,650〕	
計(項)	643,604	2,400	646,004	1,650			750				

款10 教育費 項4 幼稚園費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	事業概要 □内は事業額の財源内訳	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 教育振興費	4,218	588	4,806				588	7 報償費 288 17 備品購入費 300	報奨金 288 備品購入費 300	1 幼稚園教育振興事業費 588 〔一般財源 588〕	
計(項)	546,101	588	546,689				588				

令和5年度守山市一般会計補正予算案（第3号）《令和5年6月定例会会議提案》

1 歳入歳出予算

歳 出

款10 教育費 項5 社会教育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	事業概要 □内は事業額の財源内訳
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 文化振興費	156,973	9,500	166,473				9,500	12 委託料	9,500	委託料 9,500	3 守山市民ホール管理運営事業費 9,500 〔一般財源 9,500〕
3 文化財保護費	319,590	6,517	326,107				6,517	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	1,528 96 295 71 82 2,214 108 1,973 150	会計年度任用職員報酬 1,528 職員手当等（会計年度任用職員） 96 社会保険料等（会計年度任用職員） 295 報償金 71 費用弁償（会計年度任用職員）等 82 消耗品、光熱水費等 2,214 通信運搬費 108 委託料 1,973 使用料及び賃借料 150	9 伊勢遺跡史跡公園管理運営費 6,517 〔一般財源 6,517〕
計（項）	836,094	16,017	852,111				16,017				

款10 教育費 項6 保険体育費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	事業概要 □内は事業額の財源内訳
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 給食費	966,151	19,867	986,018	19,867				10 需用費	19,867	賄材料費 19,867	2 学校給食管理運営費 19,867 〔国県支出金 19,867〕
計（項）	1,073,245	19,867	1,093,112	19,867							

守山市伊勢遺跡史跡公園の設置および管理に関する条例案の説明について

市民の誇るべき歴史遺産である国史跡の伊勢遺跡を保存し、次世代に継承するとともに、歴史学習の拠点および市民の憩いの場を提供することを目的とする守山市伊勢遺跡史跡公園を設置するために、必要な事項を定めようとするもので、その概要は次のとおりです。

1 制定概要

(1) 名称および位置（第2条関係）

- ア 名称 守山市伊勢遺跡史跡公園
- イ 位置 守山市伊勢町80番地

(2) 施設（第3条関係）

- ア 遺構展示施設
- イ 屋外展示施設
- ウ 管理棟
- エ 芝生広場
- オ 多目的広場

(3) 職員（第4条関係）

史跡公園に所長その他必要な職員を置く。

(4) 管理および業務（第5条関係）

史跡公園は、教育委員会が管理し、次に掲げる業務を行う。

- ア 史跡の保存に関すること。
- イ 史跡の展示公開に関すること。
- ウ 史跡公園の活用に関すること。
- エ 教育機関や地域と連携した歴史学習に関すること。
- オ その他教育委員会が必要と認めること。

(5) 開館時間等（第6条関係）

- ア 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ 休館日

(ア) 火曜日（休日に当たるときを除く。）

(イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日以後において最も近い休日等でない日）

(ウ) 12月29日から翌年1月3日までの日

(6) 施設使用料等（第7条関係）

史跡公園の入園および施設の使用は、無料とする。

(7) 行為の禁止（第8条関係）

施設の損傷等禁止行為を規定する。

(8) 使用の許可、使用の不許可等（第9条から第15条まで関係）

史跡公園の使用の許可、不許可、取消し、目的外使用の禁止等使用に関する条件を規定する。

(9) 委任（第16条関係）

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める旨を規定

2 施行期日等

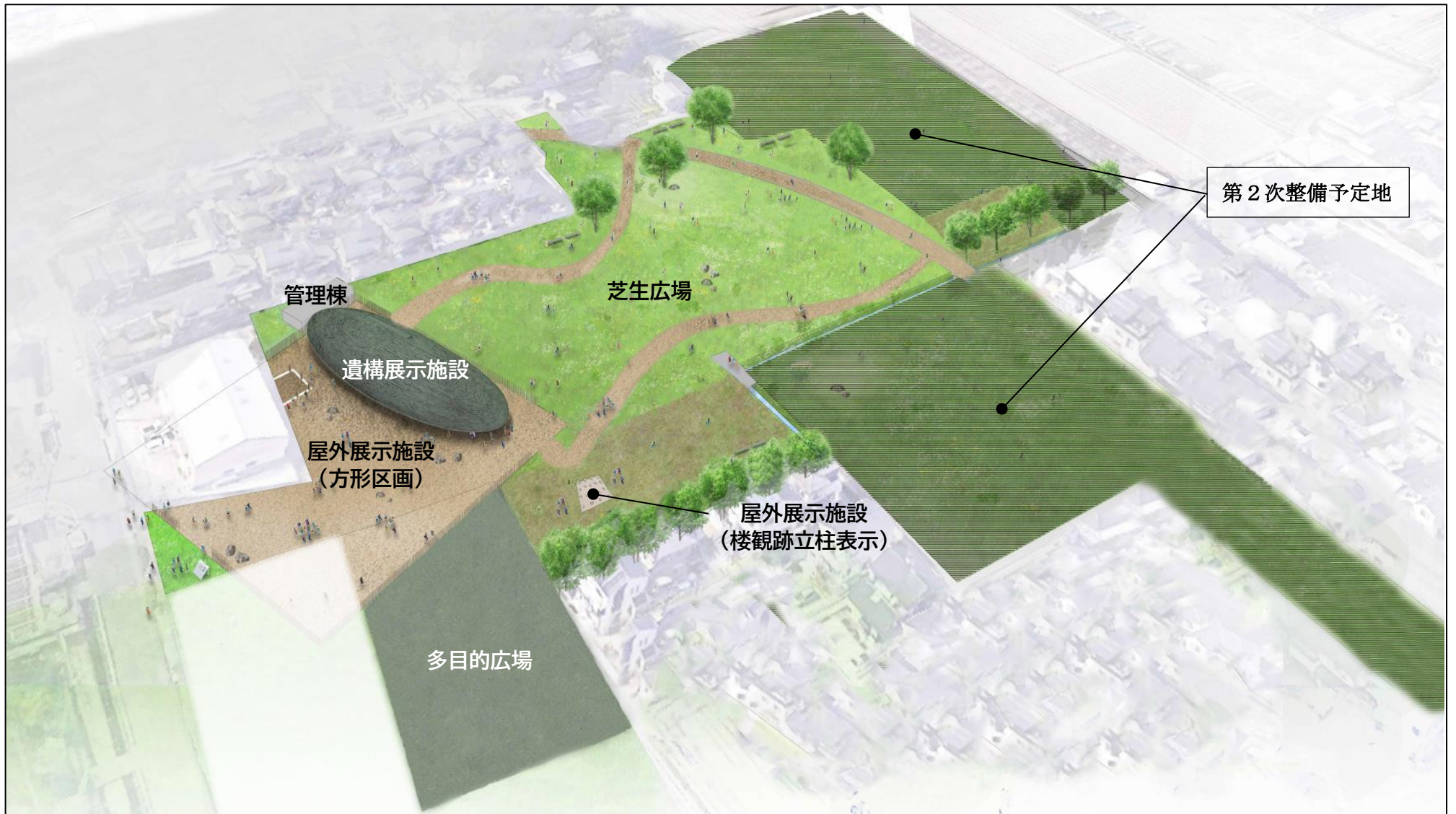
(1) 施行期日

規則で定める日から施行する。

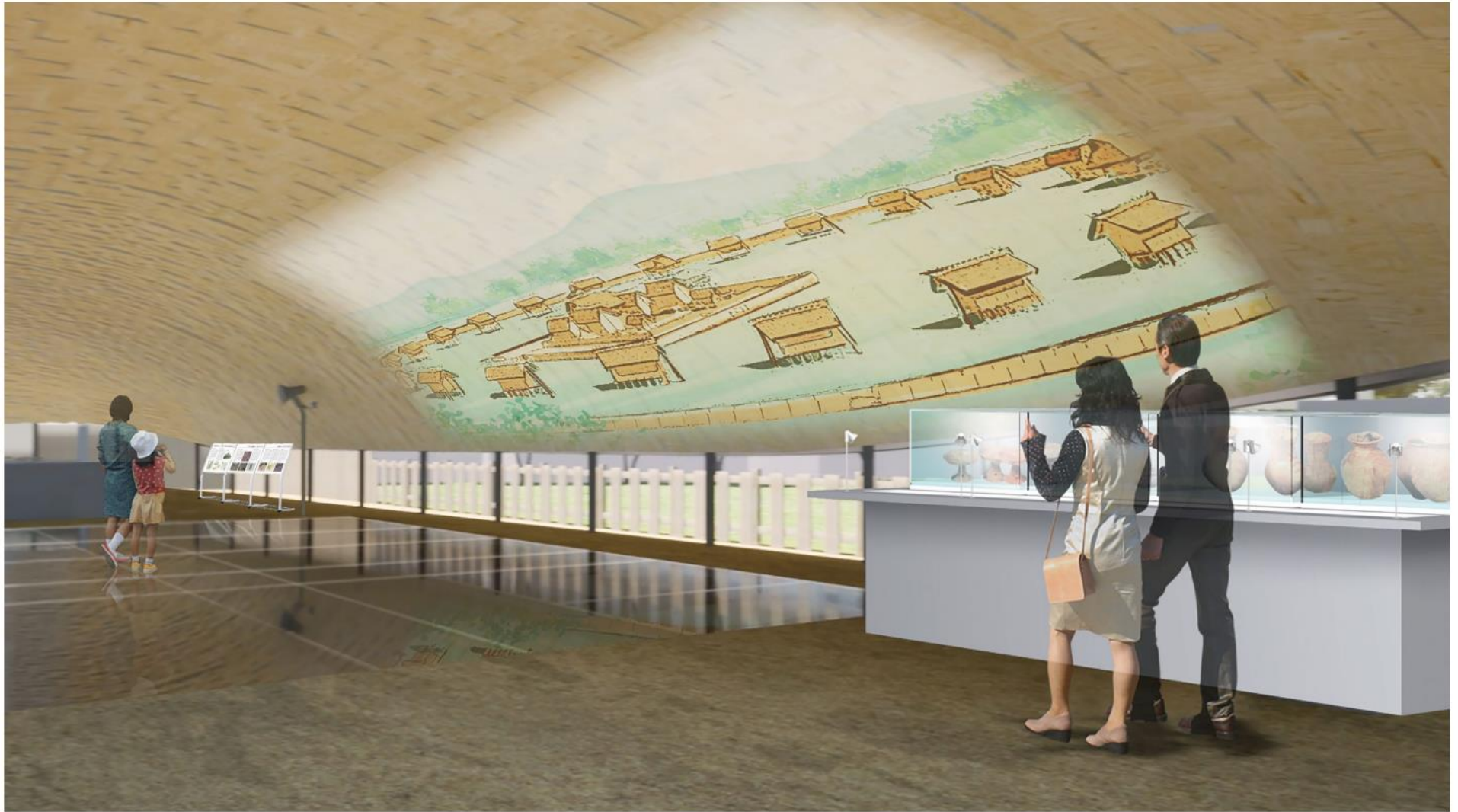
(2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。

守山市伊勢遺跡史跡公園の規定を追加する。

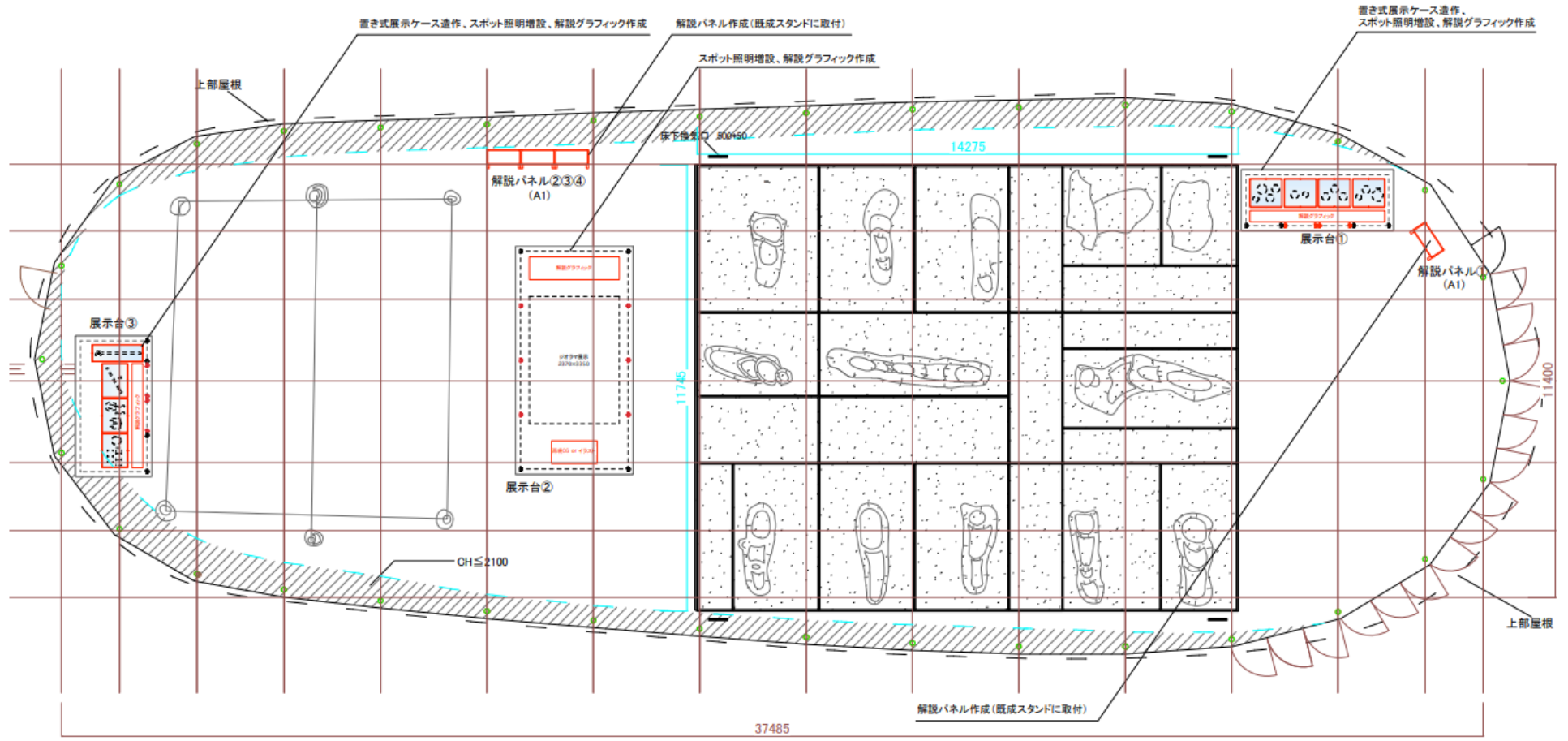
守山市伊勢遺跡史跡公園の施設について（条例案第3条関係）



遺構展示施設 内観パース（映像上映イメージ）



遺構展示施設 展示計画配置図



伊勢遺跡史跡公園 外構工事計画平面図

